

第 27 回コーデックス総会の概要

平成 16 年 6 月 28 日 (月) ~ 7 月 3 日 (土) スイス (ジュネーブ)

	議題	ステップ等	内容	審議結果
手 続 マ ニ ュ ア ル	手続規則の修正案：規則 Ⅳ 執行委員会及び規則 Ⅶ 予算と経費	修正案	第 19 回一般原則部会（昨年 11 月開催）において、総会への付託が決定された事項。執行委員会のメンバーの拡大及びその機能の変更について規則を改正するもの。	会場出席国数が定足数（86）に達せず、修正案の提案及び採択は行われなかった。したがって、本件は次回の総会に先送りとなった。
	手続規則の修正案：規則 Ⅷ. 5 オブザーバー	"	第 20 回一般原則部会（本年 5 月開催）において、総会への付託が決定された事項。国際 NGO のコーデックス委員会へのオブザーバー参加について執行委員会の助言を要することとするもの。	会場出席国数が定足数（86）に達せず、修正案の提案及び採択は行われなかった。したがって、本件は次回の総会に先送りとなった。
	コーデックス規格及び関連 文書作成の手続の修正案	"	第 20 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。規格及び関連文書の策定手続に関する事項の修正案。	作業評価 (critical review) に関する記載を一部修正の上、採択された
	部会及び特別部会の 議長の指名に関する基準 案	"	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。議長の指名に際して部会開催国が検討すべき要件案。	特段の議論なく、採択された。
	部会及び特別部会の開催 国政府に対するガイドラ イン案	"	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。部会等の構成・組織・議事等に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。

部会及び特別部会の会合運営に関するガイドライン案		"	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。部会開催国として、部会運営・報告書の作成・基準案作成に際しての留意点等に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。
部会及び特別部会の議長に対するガイドライン案		"	第 19 回一般原則部会において、総会への付託が決定された事項。議長として、全会一致の結論を導くために行うべき規範等、議事運営に関するガイドライン案。	特段の議論なく、採択された。
分析及びサンプリング法に関する修正案： 単一試験所により妥当性確認がされた分析法の選定についての一般基準		"	単一試験所により妥当性確認された分析法の使用がコーデックス委員会において承認されたことに伴い、国際的に認知された方式に従って単一試験所による妥当性確認がされていること等、これらの分析法が満たしておかなければならない基準を規定したもの。	優良試験所規範 (GLP) の特定について意見が出されたが、提出案どおり採択された。
定義	トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義	新規収載	トレーサビリティ／プロダクト・トレーシング (T/PT) に関する定義を定めるもの。	定義に T/PT の原則や「可能な範囲内で」等の加筆を行うか、議論があったが、最終的には現行案どおり採択されるとともに、食品輸出入検査・認証システム部会に対して、T/PT の適用に関する原則について新規作業として検討するための申請を出すように促した。
	食品の安全性に関するリスク分析用語の定義	"	食品安全目的 (Food Safety Objective) ・ 実行目的 (Performance Objective) ・ 実行基準 (Performance Criteria) に関する定義を定めるもの。	これらの定義が食品衛生部会において承認されることを条件として、現行案が暫定的に採択された。
	コーデックスで用いられる分析用語の定義修正案	修正案	コーデックス委員会内部での用語の整合性確保及び IUPAC や ISO の定義との整合性の確保の目的で、分析用語の定義について一部修正を行うもの。	特段の議論なく、採択された。

総 会	牛の成長ホルモンの最大 残留基準値案	ステップ 8 (第 22 回総会よ りステップ 8 に 保留)	牛成長ホルモンである BST (Bovine Somatotropin) の食品 中の残留基準について、1997 年の第 22 回総会から、現状 の Step 8 で保留されたままとなっているもの。	現状の Step 8 で保留のままとされた。
	新バイオテクノロジー応 用食品特別部会の所掌範 囲案及び企画提案	新規作業	第 26 回総会 (昨年 6 月開催) での決定に基づき、我が国が 作成したバイオテクノロジー応用食品に関する、新部会の 設立も含めた新たな作業に関する提案。	特別部会の所掌範囲について若干の修正の上、バイ オテクノロジー応用食品特別部会の再設置が採択 された。我が国が予算確保を条件として議長国を引 き受けることとなった。
	会計報告及び予算	報告	2002/2003 の予算・支出報告及び 2004/2005 の予算を第 26 回総会で提出された予算、ゼロ成長シナリオでの予算及び 2004/2005 のプログラムをコストベースで試算した予算で 解説したもの。	事務局から報告された。作業文書の適時な分配はコ ーデックス委員会の作業への参加には必須である ことから、電子媒体を用いた書類の分配を拡大する という意見が支持され、コンタクトポイントに対 し、書類そのものの分配に対し、電子媒体での書類 の分配を助長することについて回覧文書を送付す ることとした。
	コーデックス委員会の戦 略	報告	今後のコーデックス規格策定の戦略計画策定に係る「2003 年～2007 年の中期計画の位置づけ」、「2008 年～2013 年の 戦略計画の準備」及び「コーデックス拡大発展のための行 動計画及びリスク分析の原則及びガイドラインの適用」の 考え方についての説明。	事務局より概要について報告され、承認された。マ レーシアから、より詳細な戦略計画を策定し、定期 的に見直すべきであるという提案がなされた。

<p>次期コーデックス委員会の議長及び副議長の選出</p>	<p>選挙</p>	<p>通常総会の都度、改選されることとされている議長・副議長の選挙。</p>	<p>議長には Stuart Slorach 博士(スウェーデン王国)、副議長には吉倉 廣博士(日本)、Paul Mayers 博士(カナダ)、Claude J. S. Mosha 博士(タンザニア連合共和国)が再選された。任期は来年の第 28 回総会まで。</p>
<p>コーデックス部会及び特別部会の議長国の指名</p>	<p>承認</p>	<p>各部会・特別部会について、それぞれの議長国を確認するとともに、必要に応じて特別部会の解散を検討するもの。</p>	<p>我が国が新バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国となった。また、動物用飼料特別部会の解散が承認された。</p>
<p>コーデックス委員会傘下の各部会の権限の見直し</p>	<p>承認</p>	<p>コーデックス委員会傘下の各部会の権限の見直しについての所掌範囲及び時間枠案の承認を求めるもの。</p>	<p>現行案どおり採択された。なお、次回総会に間に合うように、各部会の権限の見直しのために 3~4 名のコンサルタントを募集することが合意された。EC 等から、この見直し作業に加盟国のすべてが関係すべきであるとの指摘があり、この見直し作業に関する意見を回覧文書で加盟国に求めることとなった。 我が国からは、専門家への意見聴取の導入に関しては、財政状況等を考慮し、効率的に実施するよう留意すべき旨発言を行った。</p>
<p>地域調整委員会の見直し</p>	<p>承認</p>	<p>第 26 回総会で決定された地域調整部会の見直しに関して、地域調整部会の役割、権限、メンバーシップ、所掌範囲等について意見照会を行うという事務局案についての検討。</p>	<p>回覧文書に対する意見に基づき各地域調整部会から見解もしくは勧告を第 28 回総会に提出することとなった。</p>

国際的政府間機関との協力に関するガイドラインの策定及び国際獣疫局(OIE)との関係	助言	本ガイドラインの策定に関しては、第 20 回一般原則部会において「コーデックス規格等の原案作成段階で他の国際機関と実質的な協力(c案)」を基本としてコーデックス委員会事務局において修正案を作成することについて報告され、併せて執行委員会においてコーデックス委員会と OIE の関係強化について議論を開始するよう、FAO 及び WHO に要請することに合意したこと、また、OIE との協力は一般原則部会で策定される国際政府間機関との協力の枠組(上記ガイドライン)において検討されることとしたことについて報告され、このような考え方についての見解が求められた。	総会は、FAO 及び WHO に対し、コーデックス委員会と OIE の関係を如何に育成、指導していくかについて議論を開始するよう要請した。また、一般原則部会に対して、「国際政府間機関との協力に関するガイドライン」の早期策定を要請した。
コーデックス委員会と国際 NGO との関係	報告	2000 年～2003 年の国際 NGO の参加状況の調査結果とともに、一般原則部会において国際 NGO の参加原則の見直作業に関する報告。	左記の概要について事務局から報告された。
コーデックス委員会と国際標準化機構(ISO)との関係	助言	コーデックス委員会と関連する ISO の作業分野について報告され、コーデックスと ISO が協力を強化すべき分野を特定し、協力を実施するための現実的モダリティの策定を提案することについて見解が求められた。	総会は、事務局に対して今後も ISO との連絡を密にし、コーデックス委員会の作業に関連する ISO の活動について執行委員会と総会に報告することとした。
コーデックス委員会への参加促進のための FAO/WHO 合同計画及び信託基金	報告	コーデックス規格策定に参画する意思を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために信託基金を通じ旅費を支援する計画及び信託基金の状況についての報告。	左記の概要について事務局から報告された。 総会は、資金の分配に使用される基準については見直しを続けることを要請し、コーデックス委員会の作業における信託資金の受益国の参加の有効性及び地域の代表の妥当性について検討することとした。

一般原則部会	食品の定義の改訂	新規作業（改訂）	第 20 回一般原則部会における「食品の国際貿易のための倫理規定の改訂案」の議論に関連して、加盟各国で「食品」の定義が異なることから、現在手続きマニュアルに記載されている定義の改訂についての検討を提起するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
	食品の国際貿易のための倫理規約の改訂案	助言 (ステップは現状の 3 に留めた状態で、改正の必要性や目的について総会に意見を求める)	倫理的側面を逸脱した規定があるとの指摘があったことや、さらなる検討が必要な条項が多数残ったため、総会に対して、改正の必要性や倫理的側面にのみ焦点をあてるべきかどうかという適用範囲について意見を求めたもの。	他の部会（食品輸出入検査・認証システム部会）でカバーされているので一般原則部会で検討の必要がないという意見と、消費者の健康を守るために、透明性の確保が必要であることから作業を継続すべきという意見が対立し、総会は、それらの意見を一般原則部会に対する質問とし、更に回覧文書で各国の意見を求め、次回の一般原則部会で検討することとした。また、この問題が発展途上国にとって重要な案件であることから、各地域調整部会でも検討可能とした。
	執行委員会における地域代表国及び地域調整国の役割の明確化	承認	地域調整国も執行委員会のメンバーとすることを受け、地域代表国と同様、執行委員会においては地域の利益を代表するとの考え方に対する意見を加盟国に求めることについて同意を求めたもの。	回覧文書に対する意見に基づき各地域調整部会から見解もしくは勧告を第 28 回総会に提出することとなった。
	リスク分析関連事項	報告	加盟国を対象とする「食品安全のためのリスク分析のための作業原則案」について、第 20 回一般原則部会では合意が得られず、更に検討することについての報告。	リスク分析のガイドラインの必要性についての本部会の決定が確認された。

食品添加物・汚染物質部会（食品添加物）	食品添加物のコーデックス一般基準（GSFA）の食品分類システム案	ステップ 8	当該食品分類システムは、GSFA で認める食品添加物の使用基準の表記のための分類であり、食品添加物の使用の認められていない食品も含めている。	乳・乳製品部会及び果実・野菜ジュース特別部会での議論を踏まえた修正を加えた上で、採択された。
	GSFA の表 1 の改訂案及び改訂素案	ステップ 8 及び 5 / 8	個々の食品添加物毎に、当該添加物の使用の認められる食品及び最高用量を規定しているもの。	ベンゾエイトに関する規定を除き、現行案通り採択された。ベンゾエイトについては、食品分類の 14.1.4 の「水を基本とした香味飲料（スポーツ又は電解物飲料、及び特別な飲料を含む）」の最大基準値について、JECFA の評価を進めるための広範囲な情報の提供及び 3 年以内に食品添加物・汚染物質部会において見直しが行われることを前提に、暫定的に採択された。なお、「暫定的」の解釈については一般原則部会に付託された。
	第 61 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	ステップ 5 / 8	第 61 回 JECFA で検討された添加物（添加物 23 品目、香料 245 品目）の規格及び暫定規格。	特段の議論なく、現行案どおり採択された。
	食品添加物の国際番号システムの修正素案	"	国際番号システムは原材料表示の際に食品添加物の名称に替えて使用できるが、本修正は新たな添加物に番号を与えるためのもの。	特段の議論なく、現行案どおり採択された。
	食品添加物の最大基準値（食品添加物のコーデックス一般基準）	基準値の失効	第 36 回食品添加物・汚染物質部会（本年 3 月開催）における GSFA の表 1 の改訂作業において、数品目の食品添加物の基準について、削除又は廃止されることについて合意されたもの。	現行案通り採択された。

	食品添加物のコーデックス一般基準の食品添加物に係る条項素案（ステップ3）及び条項案（ステップ6）	作業中止	第36回食品添加物・汚染物質部会におけるGSFAの表1の改訂作業において、現在、ステップ3及びステップ6として基準値を設定している数品目の食品添加物について、作業を中止することについて合意されたもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	活性塩素の安全な使用のための実施規範素案	〃	活性塩素の使用による微生物汚染の減少とそれに伴う潜在的なリスクを比較評価するためのFAO/WHO合同専門家会議（Joint FAO/WHO Expert Consultation）の評価結果を踏まえて本作業について検討することとなったもの。	特段の議論なく、作業中止が承認された。
	食品添加物の一般原則（GSFAの改定）	承認	第36回食品添加物・汚染物質部会では、GSFAの付属文書リストA（JECFA評価済み添加物リスト）及びリストB（同、INS番号順）の削除、GSFA前文の1.1節に最新のADIを記載した添加物リストにアクセス可能なJECFAウェブサイトに記載するもの。	特段の議論なく、本部会の決定が了承された。
（汚染物質）	ピーナッツのアフラトキシン汚染防止・低減に関する実施規範案	ステップ8	本衛生規範案は、GAP（Good Agriculture Practice）、GMP（Good Manufacturing Practice）及びGSP（Good Storage Practice）から構成されており、生産から消費までの主要ポイントにおけるピーナッツのアフラトキシンによる汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	特段の議論なく、採択された。
	食品中に含まれる鉛の汚染防止・低減に関する実施規範案	〃	本衛生規範案は、GAP及びGMPから構成されており、生産から消費までの主要ポイントにおける食品の鉛による汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。	特段の議論なく、採択された。

食品中に含まれるカドミウムの最大基準値原案 (精米、小麦、馬鈴薯、 茎菜・根菜、葉菜、その 他野菜)	ステップ 5	<p>精米、小麦、馬鈴薯、茎菜・根菜、葉菜、その他野菜中に含まれるカドミウムの最大基準値原案のステップ 5 での予備的採択を求めたもの。</p> <p>我が国からの提案により、精米の基準値案が 0.4 mg/kg に変更された。</p> <p>また、軟体動物の基準値原案については、ステップ 3 に、JECFA の評価に基づき、カドミウム摂取への寄与が低い、果実、牛、豚、羊及び家禽の肉、馬の肉、ハーブ、キノコ、セロリアック、大豆及びピーナッツの基準値の検討を中止することが合意された。</p>	<p>中国及び中近東、アフリカ諸国の一部から、米は主食であり基準値案 0.4mg/kg では耐用摂取量を超過する可能性があるとの懸念が示され、総会は精米をステップ 3 に戻し、それ以外のものをステップ 5 で採択した。また、来年 2 月の JECFA においてカドミウムの評価が予定されていることから、食品添加物・汚染物質部会に対し、この評価結果を十分に考慮すること、各国は JECFA にデータと情報を提出することとされた。</p>
ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案	"	<p>本衛生規範案は、GAP、GMP 及び GSP が提案されており、生産から消費までの主要ポイントにおけるツリーナッツのアフラトキシンによる汚染の防止及び低減に関する対策を定めるもの。</p>	<p>ブラジルから提案された農場ベースの管理外のブラジルナッツに関する項目の追加については、食品添加物・汚染物質部会で更に検討することとして採択された。</p>
缶詰食品中の無機スズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案	"	<p>缶詰食品の缶の材料をはじめ製造から消費までの無機スズの汚染防止・低減対策を定めるもの。</p>	<p>特段の議論なく採択された。</p>
国際貿易に適用される食品中の放射線核種のガイドライン基準値案	"	<p>現行の核汚染事故後の 1 年間に適用されるガイドラインを改正して、長期間にわたって適用するものとし、「国際貿易に適用される食品中の放射線核種のガイドライン値」としてガイドライン値が設定される放射線核種リストの対象を 20 種に拡大したもの。</p>	<p>採択された。シンガポールとマレーシアは、提案されている放射線核種の値は核事故が起きた場合安全レベルを超える可能性があるとして態度を保留した。</p>
食品中の汚染物質及び毒素のコーデックス一般規格 (GSCTF) の改訂素案	新規作業	<p>GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び暴露評価の方針案」に関する文章を含めるための修正を行う。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>

<p>アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシンに係るサンプリングプラン</p>	<p>〃</p>	<p>アフラトキシンによるこれらナッツ類の汚染実態を調査する際に使用すべきサンプリングプランを策定するもの。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>
<p>酸加水分解植物タンパク中の 3-MCPD (クロロプロパノール) 及び酸加水分解植物タンパクを含む食品の最大基準値素案</p>	<p>〃</p>	<p>酸加水分解植物タンパク及びその製品中の 3-MCPD (クロロプロパノール) の基準値を策定するもの。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>
<p>デオキシニバレノールの最大基準値</p>	<p>作業中止</p>	<p>第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、各国の汚染実態データに基づいた様々な基準値の提案があったことから、最大基準値の検討作業を一旦中止し、穀類中の実態調査結果、加工段階における減衰、各国の基準・ガイドライン等に関する情報等について、次回の食品添加物・汚染物質部会で検討することが合意されたもの。</p>	<p>特段の議論なく、作業中止が承認された。</p>
<p>食品に含まれるカドミウムの最大基準値案 (果実、牛、豚、羊及び家禽の肉、馬肉、ハーブ、キノコ、セルリアック、大豆、ピーナツ)</p>	<p>〃</p>	<p>第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、カドミウム摂取への寄与が 1 地域で 10% 以下又は 2 地域で 5% 以下のものについては基準値の検討を中止することとされたもの。</p>	<p>特段の議論なく、作業中止が承認された。</p>
<p>食品中の汚染物質及び毒素の一般規格 (GSCTF の改定)</p>	<p>承認</p>	<p>GSCTF から、作業文書の作成に係る付属文書 (Annex IV) および本付属文書への参照を削除するもの。</p>	<p>特段の議論なく、提案された改定は承認された。</p>

	<p>食品中の汚染物質及び毒素の一般規格 (GSCTF) と個別規格の関係</p>	<p>承認</p>	<p>第 36 回食品添加物・汚染物質部会において、現在又は将来に渡る GSCTF と個別食品規格との最大基準値の不一致を避けるために、以下について総会に支持が要請されたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総会で採択済みである汚染物質の最大基準値と一致しない、個別食品規格中の安全性に関連する最大基準値については削除。 ・ 食品添加物・汚染物質部会が最大基準値を最終採択のために提案する際、その提案されている最大基準値と一致しない個別食品規格中の基準値については削除。 	<p>提案された改定は承認された。</p> <p>また、総会は、GSCTF と異なる汚染物質及び毒素の個別食品中の最大基準を廃止するため、事務局に一覧表を作成することを要請した。</p>
	<p>過酸化物質 (PV)</p>	<p>報告</p>	<p>昨年の総会は食品添加物・汚染物質部会に対し、即席めん規格案中の PV のリスク評価について検討するよう求めていた。しかしながら、第 36 回食品添加物・汚染物質部会 (本年 3 月開催) では PV は quality factor であって safety factor ではないこと、酸化した油のリスク評価は困難であることという理由により、JECFA の priority list に載せないこととされたことについての報告。</p>	<p>現在の規格案に PV の規定は含めず、即席めん規格案の作業が進められること及び、将来、食品添加物・汚染物質部会において、我が国から提出される関連データを考慮して、規格に過酸化物質 (PV) の規定を含めることについて検討することが合意された。</p>
<p>食品衛生部会</p>	<p>乳及び乳製品に関する衛生規範案</p>	<p>ステップ 8</p>	<p>本規範案は、第 29 回食品衛生部会 (1996 年 10 月開催) において食品衛生の一般原則の国際勧告実施規範に基づき策定された生産から流通段階までの乳及び乳製品の衛生取扱を規定したもの。</p>	<p>乳及び乳製品中の抗菌因子ラクトパーオキシダーゼについては、今後予定されている FAO/WHO 合同専門家会議における科学的な検討結果を踏まえて、2006 年に食品衛生部会が検討を行うこととして、現行案どおり採択された。</p>
	<p>ドライミルクの衛生規範</p>	<p>現行規範 (CAC/RCP31-1983) の廃止</p>	<p>第 36 回食品衛生部会 (本年 3 月開催) において、現行のドライミルクの衛生規範の内容は、新たに合意された乳及び乳製品に関する衛生規範で網羅されるため、廃止することで合意されたもの。</p>	<p>現行案通り採択された。</p>

<p>乳幼児用食品の衛生取扱 規 範 の 改 訂 案 (CAC/RCP21-1979)</p>	<p>新規作業</p>	<p>第 35 回食品衛生部会において、米国から乳児用調製粉乳の Enterobacter sakazakii 等の微生物汚染について問題提起があり、カナダを中心とした起草グループによる討議資料の作成、米国及びカナダによる乳児用調製粉乳における Enterobacter sakazakii のリスクプロファイルの作成、FAO/WHO 合同専門家会議へのリスク評価が行われていたもの。</p>	<p>乳児用調製粉乳の Enterobacter sakazakii その他関係する微生物の基準の策定を含め、特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>
<p>微生物のリスク管理の実 施の原則及びガイドライ ン素案</p>	<p>助言</p>	<p>微生物のリスク管理の実施の原則及びガイドライン素案について、加盟国及びコーデックスの双方に関連するものとして作成していることに関し、本部会の作業の方針が総会の意向に則しているか、助言を求めたもの。</p>	<p>特段の議論なく、本部会の決定が了承された。</p>
<p>抗生物質耐性</p>	<p>報告</p>	<p>食品衛生部会が耐性菌問題について、コーデックス委員会と OIE との合同作業グループを設置することを支持したことについての報告。</p>	<p>総会直前に、韓国から抗生物質耐性に関するコーデックス委員会/OIE 特別部会の設置についての要請がなされたが、総会は、下記事項を質問事項として回覧文書を送付し、来年 2 月の第 55 回執行委員会で検討し、同 7 月の第 28 回総会に意見を提出することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リスク評価原則、リスク管理オプション等、抗生物質耐性の問題に対してコーデックス委員会は何を行うべきか。 ② ①の結果を得るため、規格の策定は既存の部会で行うのか、若しくは新たな特別部会を設置する必要があるのか。